

○総務省令第百二号

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項及び第四項、第四条第一項及び第四項、第五条第一項並びに第六条第一項及び第三項の規定に基づき、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

総務大臣 山本 早苗

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を改正する省令

総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

別表（第三条関係）公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の項中「第六十九条」を「第五十条第一項（同条第五項の規定により第三十五条第一項に規定する引続居住証明書類を提示しなければならない者

及び船舶において投票をしようとする者に係る部分を除く。）、第五十二条、第六十九条」に改める。

## 附 則

この省令は、公布の日から施行する。